

伝統的メディアとSNS：  
2010年代からの社会運動・フェミニズムからの視座

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 大阪市立大学大学院文学研究科：<br>都市文化研究センター<br>公開日: 2022-03-25<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 伊東, 由紀子<br>メールアドレス:<br>所属: 大阪市立大学, フランス国立東洋言語文化学院 |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.24544/ocu.20220327-006">https://doi.org/10.24544/ocu.20220327-006</a>   |

◇研究展望◇

## “伝統的”メディアとSNS

—— 2010年代からの社会運動・フェミニズムからの視座 ——

伊 東 由紀子

### はじめに

本稿では、近年多く見られるようになったサイバー・アクティビズム、またはハッシュタグ・アクティビズムにおけるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）と伝統的メディアとの関係性について、フェミニズムの視点から、先行研究を整理しながら、当該研究領域に関する展望を述べる。

2010年頃を境に「ハッシュタグ・アクティビズム」といった社会運動の形が国境を問わずSNS上で多く見られるようになってきている。SNSなどのプラットフォーム場で、簡潔な言葉や単語の前に「#（ハッシュタグ）」を付けることによって、その言葉や単語がラベル、キーワードとなり、同じハッシュタグがついた言葉を見つけやすくなるという機能がある。特定の主張や問題提起、またはそれに関連する表現をハッシュタグに乗せてSNS上で発信し、より周知の機会を増やし、特定のハッシュタグを載せた投稿の数が増えることでその主張や問題提起を社会に可視化、さらには訴えようという動きを、本稿ではハッシュタグ・アクティビズムと定義する。メーリングリスト、ウェブサイト、ブログなどウェブ上におけるツールを介して社会の変革の訴える運動の総称をサイバー・アクティビズム（McCaughey and Ayers 2004）とすると、ハッシュタグ・アクティビズムはその一つと数えられる。このような形式の社会運動において、要求されるまたは異議を唱えられる問題は多岐に渡り、現行政権の政策への異議、差別解消の促進、既存社会構造への申し立てなど、2010年から発生した「アラブの春」、2020年の日本での「検察庁法改正案」への反対運動、環境問題の喚起としての「#FridaysforFuture」、2017年から世界に広まった「#Metoo」運動などが挙げられる。近年SNSで繰り広げられる社会運動の一形態は多く研究の対象となってきているが、その一方で“伝統的”メディアと呼ばれるようなテレビ、新聞、ラジオという制度化された組織がそのような現象を、メディア・アジェンダ（McCombs and Shaw 1972）としてどのよう

に取り扱っているのかはあまり解明されていない。個人または団体が自身の経験や主張に基づきハッシュタグを用いて、ウェブという公共の空間に発信することで政治アジェンダを動かしたり、様々な国の司法や社会を動かすような運動は、伝統的なメディアとどのような関わりを持っているのだろうか。

本稿では、このような視点に立って、ウェブ上での社会運動（サイバーアクティビズム）の中でも、ハッシュタグを使って世界的にも性暴力問題が可視化された性暴力反対運動を取り上げる。特に、Metoo運動などに見られる性暴力に反対する運動の主張は、親密圏と政治・司法圏の両方に関連しているが、メディアはその交差点に位置する存在であり、一方でSNSは活動家や被害者の個人的な発言を発信することに資し、その発言自体もメディアに取り上げられてもいる。このメディアにおける問題の可視化や集団参加は、公共問題を構築する上で大きな要素ともされている（Gusfield 1981, Hassenteufel 2010, Nevue 2015）。

拙稿では、はじめにニック・クドリー（2012=2018）、Guaaybess & Pélissier（2020）に依拠し、社会運動におけるテレビ、ラジオ、新聞といった“伝統的”メディアと呼ばれるマスメディアと、プラットフォーム上でメッセージを生産・伝達・享受できるメディアの関係性について考察する。次に、2010年代からオンライン上での活動が活発になってきている現代のフェミニズムの特徴を概観し、最後に、日本の性暴力反対運動を例にあげ、今後のメディアと社会運動の関係性に関する研究の発展的な可能性について述べたい。

### 1. 社会運動における“伝統的”メディアとデジタル・プラットフォーム

はじめにメディアとは何かという定義について確認しておく。ここでは、ニック・クドリー（2012=2018）の定義を援用し、「『メディア』という用語によって、象徴的内容を社会に広めるためのあらゆる制度化された諸構造、諸形式、フォーマットやインターフェイス

をその意味に含める」(Ibid: vii) とする。その中でも、伝統的メディアとは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などという情報を大衆(マス)に発信する機関・体制を指し、Twitter、Facebook、YouTube などの SNS をデジタル・プラットフォームとする。

社会運動を概観すると、フェミニズムに限らず、デジタル・プラットフォームを使用した社会運動は 2010 年代から現れ、運動の動員・組織・発信に大きく貢献したと評価されている(伊藤 2012, Guaaybess & Pélissier 2019)。「アラブの春」, 「Occupy Wall Street」, スペインの「Indignados」など、インターネット上での動員、特に SNS の利用とその運動へのインパクトに多くの注目が注がれた。例えば、社会運動とデジタルメディアの関連では、Nathanaëla Andrianasolo (2019) が 2001 年のノーベル医学賞受賞者 Tim Hunt の(女性は研究の邪魔になるから、性別で分けた研究室であらなければならないという趣旨の)女性蔑視発言について、オンラインでの報道と SNS の関連を分析している。彼女によれば、オンライン報道記者の問題に対する自己投資の度合いは、問題と地理的に近接であること、そしてもともとの媒体の編集方針に依り、さらに、デジタルメディアの即時性は問題に対してより関与するようオンライン報道記者を促す。つまり、「多くの記者にとって SNS はモニタリングツールとなっており、日々の仕事に欠かせないものになっている」(Andrianasolo 2019) のだ。その一方で、社会運動におけるデジタル・プラットフォームの影響力に対しての過度な信頼を懐疑的に見る研究もあり、フォーマルなネットワークと呼ばれるような社会的団体への参加も、SNS からの動員と同時に、社会運動への重要な意味を持ち続けている(大畑 2019) という。社会運動論のデジタル・プラットフォームの関係を議論する研究は多岐に渡っているが、拙稿では、社会運動論におけるメディアと社会運動の関係の議論は行わず、社会運動における伝統的メディアとデジタル・プラットフォームの関係性に焦点を当てて検討していく。

インターネットの登場から情報メディアとしてのデジタルの可能性が語られて久しく、新聞、ラジオ、テレビの衰退が多く囁かれてきた中、現代の SNS を駆使する社会運動において伝統的メディアはどのような関係性を持っているのだろうか。

ここで、社会運動とメディアの関係性について、社会運動における伝統的メディアと SNS の関係性を「合流」とするロレーヌ大学の Tourya Guaaybess (2012) とコット＝ダジュール大学 Nicolas Pélissier の仮説に注目したい。両者によると、この「合流」は、「マス」メディアとソーシャルネットワーク間の相

互作用が、大衆・市民のますますの参加を可能にし、その結果、社会運動に関するストーリーが公共圏への出現を可能にする(筆者訳)」(Guaaybess & Pélissier 2019) ことを意味する。これに関連するいくつかのケーススタディを見てみると、2019 年の SNS 上でも活発だったイエローベスト運動に関してフランスの 25 人の記者に対して調査を行った Alexandre Joux (2019: 11) は、メディア内部の立場によってこの運動の見解に対する違いが存在することを認めている。イエローベスト運動の報道は全体として納得できるものだとするものの、地方を含む運動の現実に触れる記者やデジタルに強い若い世代は、スタジオにしかない論説記者や編集責任者などが社会の現実と「切り離されて」と捉え、運動の報道を批判的に語っているという。現場の記者は、運動が起きているフィジカルな空間とオンライン上での運動の複雑性を捉え伝えていた。

さらに、2名の女性の語りから寄付を集め病院を建てたルーマニアでの社会運動に関して、Oprea Delia (2019) は、2人の発信からハッシュタグを使った運動の広がり、デジタル・メディアを含む様々なタイプのメディア上で報道される語りを分析するが、まず第一に最初の語りから伝統的メディアで報道された語りであったことに言及し、運動の成功には記者が積極的な役割を果たしたとする。

上記のような「合流」というマスメディアとデジタルメディアの相互作用の関係は、「個人間のコミュニケーションのためのメディアと、かつてマスメディアと呼ばれていたメディアとの融合の進展はおそらく目下進展しているもっとも根源的な変化である」とするクドリー (Op. cit.: 2) の見解とも繋がってくる。彼は、冒頭に見たように、メディアの定義に、制度的メディア、その構造、形式、またフォーマットを含め、日常生活とメディアの関係を「実践」と捉えるを提示している。それは、時代や地域の背景を捉え、いかなる形でもメディアに関係を持つ人々のあり方も常に変化しているという前提に立ってメディアを理解するという「社会思考のメディア理論」である。

伝統的メディアの中でも 80 年代からその影響力が注目されたテレビを例にとると、インターネット参入後も「テレビの終焉は使い古された神話である(筆者訳)」(Le Grignou et Neveu 2017: 5) という論調がある。制度的なメディアの形態に関してもウェブ上での多様化が進んでいるとすると、メディアに触れる人々の日常の実践にも変化があってもおかしくない。例えば、NHK は、2018 年の NHK 経営計画<sup>1)</sup>の中で、放送を中心とした「公共放送」からインターネットや新技術を積極的に活用する「公共メディア」への展開を宣言

している。ホームページ上での放送記事や携帯電話用アプリケーションの充実、さらに Twitter, Facebook, YouTube の公式アカウントも持ち、テレビだけの放送に留まらない事業にも参入してきている。新聞に目を向けると、日刊紙はその発行部数つまり購読者の減少が顕著になっているが、日本経済新聞は 2010 年から電子版の有料化に踏み切り、現在ではデジタル版有料会員が 76 万人を超えている<sup>2)</sup>。

つまり、社会運動における伝統的メディアと SNS の関係性を考えるにあたって、デジタルと伝統的メディアを相反する関係、もしくは比較の対象と見るよりも、伝統的メディアとデジタル・プラットフォームの「合流」の中で、メディアを実践として分析する、技術決定論を超えてそれぞれのコンテキストに依拠したメディアの日常世界の実践を分析することが適当であろう。では、社会運動の中でも 2010 年代から目立ってその存在が顕著に現れ、メディアとともにその実践が見られたフェミニズムにおいて、伝統的メディアとデジタルはどのように「合流」してきたのだろうか。次項では、現代のフェミニズムの特徴と、そのデジタル・プラットフォーム上でのハッシュタグ・フェミニズムと伝統的メディアの関係性に注目する。

## 2. フェミニズムにおけるデジタル・プラットフォームと伝統的メディア

フェミニズムの歴史を捉えるため、「波」という表現が使われることが多い<sup>3)</sup>。今日のフェミニズムは第 4 波の中にあるとされるが、それぞれの波の間には明確な区切りや分断があるというよりも、それぞれの波の中での反省点や「遺産と負債の双方を引き受けながら連帯するという試み」(藤高 2020:34)だとされる。現代の第 4 波フェミニズムと言われる運動を特徴付けるものの一つとして、ウェブ上の活動が挙げられる(北村 2020, Bertrand 2018)。この第 4 波フェミニズムの特徴でもあるサイバー・フェミニズムに関して、井口裕紀子(2019)は、どのようにハッシュタグが様々な立場のあるフェミニズムを大きなフェミニズムに繋げていくかについて、あらゆる立場、地位(ジェンダー、階級、人種、民族など)の多様な軸が複雑に影響し合う交差性というインターセクショナリティ概念(Crenshaw 1989)の実践の重要性を述べ、アメリカ社会での事例を挙げ記述している。ここで、フランスのメディア歴史学者の Claire Blandin(2017)の分析が興味深いのは、これまでの 3 つのフェミニズムの波は、共通してメディアの発展の時期に根ざしているとし、第 3 波フェミニズム以降、ウェブはメディア環境全体と繋がり、

公共圏の中心に位置していると分析していることである。本稿では、第 4 波フェミニズムに注目して取り上げているが、サイバー・フェミニズムの出現はメディアを通じたフェミニズムの発展があったことの裏返しなのかもしれない。

このようなウェブ上での集団的活動の広がりが新しい形式の活動を生んでいるとはいえ、デモ、集会、ロビーイングなどの古典的な活動の代替となるまでには至っていないが、オンライン上の活動は、伝統的な活動形式に入り組むように、ホームページの作成、メンバーリスト、電子署名活動、SNS の活用によって、活動の幅を広げる役割を担っている。現代のコミュニケーションや広告の時代のフェミニズム団体は、ウェブ上での影響力と自身の活動をうまく扱うために、一種の「銘柄」のようなアイデンティティを示し、広告戦略をうまく使いこなしている(Jouët, Niemeyer and Pavard 2017)。このような今日の現象の中では、個人の発信が公共の場で拡散されていき、大きな注目を浴びる現象も特徴的である。その個人が有名人であればなおさらセレブリティによるフェミニズムとも呼ばれ(Hamad & Taylor 2015)、#Metoo 運動の場合では、2007 年に黒人活動家のタラナ・パークによって提唱されたものが、10 年後に白人の映画俳優のアリッサ・ミラノのツイッター投稿により世界に広まったように、フェミニズムの個人化と、有名でない立場上弱い者を周縁化させていく(菊地 2020)現象に対して、批判的に分析する見方もある。

個人の発信のオンライン上という公共空間での拡散により、ツイッターやフェイスブック上での「like(いいね)」が増え、性暴力やフェミニズムの問題が可視化される一方で、特定の個人のストーリーや有名人の発信に注目が集まり、その他の「like」の数が少ない人々の声・主張は可視化されるまでに至らない。昨今のサイバー・アクティビズムには、多様な関わり方、複数の感情的、心理的、実践的なバリエーションが存在し、それらがアクティヴィストの中でも彼ら・彼女らの声への正当化の差異を生んでいるという(Mendes, Ringrose, and Keller 2019)。その点で、サイバー・アクティビズムの研究には、ハッシュタグの使われた数やツイートの「like」や「retweet」の数などの計量分析と同時に、質的調査の重要性も問われている(Ibid.)。

第 4 波フェミニズムの例をあげると、フランスでは、アメリカから 2017 年に #Metoo が世界的に広がっていく 2 日前、#BlanceTonPorc(著者訳: #お前のブタを告発せよ)がジャーナリストの Sandra Muller によってツイッター上で発信され、3 日のうちに 15 万人以

上のメッセージがこのハッシュタグを付けてツイートされた<sup>4)</sup>。フランスの#BlanceTonPorc もアメリカから発信された#Metoo も、同じような体験をした人々に呼びかけをし、web 上での動員を促すものであり、また 2017 年 10 月 5 日のニューヨークタイムズ紙の、ハーヴェイ・ウェインステインの 30 年以上に渡る複数のセクシャル・ハラスメントと性暴力の告発の記事<sup>5)</sup>に端を発している。

さらに、2021 年 1 月、フランスでは、義父に当たる政治学者の Olivier Duhamel からの双子の弟へ性虐待を告発した Camille Kouchner の著書の出版から、インターネット上で#MetooInceste (著者訳: #私も近親かん) というハッシュタグが生まれ、数千万の実体験をも含むメッセージがツイートされた<sup>7)</sup>。この 3 ヶ月後、同年 4 月 21 日、フランスでは、15 歳未満の未成年に対する成人からの性的行為は同意の有無関係なく性犯罪となり、さらには、親、親族または、親のパートナーからの 18 歳未満の未成年に対しての性的暴行・レイプは近親かんとなり、罰せられる法律が交付された<sup>8)</sup>。

このように、性暴力に反対するハッシュタグを使った運動のケースは、伝統的と言われるメディア(新聞、書籍など)の情報に基づき、そこから個人のストーリー、経験、主張を乗せてデジタル・プラットフォーム上で発展していったことは、社会運動におけるメディアの「合流」の例と言えよう。このようなハッシュタグで発信された被害の個人的な語りや告発は、フィジカルなデモや法案提出などに発展し<sup>9)</sup>、web 上を超えて性暴力に対する社会変革への動きに繋がり、前述したハッシュタグ自体が、性暴力に反対するアクティビズムの象徴となっていく。

次項では、日本における Metoo 運動の展開を概観し、その経緯がハッシュタグ・アクティビズムへとつながるメディアの「合流」としてどのように捉えられるのかを示し、今後の当該研究領域の建設的な課題を述べる。

### 3. 日本での Metoo 運動における伝統メディアと SNS —— 今後の研究展望 ——

先にも述べたように、Metoo 運動は 2017 年 10 月から世界的に広まっていったが、日本ではこのような現象は特に起こらないとされていた。確かに、2017 年 12 月の時点では、ブロガーで作家のはあちゅう氏<sup>9)</sup>や、俳優の知乃氏が被害を公表しているが、それらの被害の告発は、加害者の謝罪の公表に注目が注がれた。それは、被害者から加害者への告発という、それが公

のメディア上であったとしても、個人間の応答という図式に留まることとなり、性暴力という社会問題またはジェンダー暴力 (Delage, Lieber and Chetcuti-Osorovits 2019) という力関係や支配関係に対する社会の変革や問題提起といった意味合いを持つ集団参加や社会運動にまでは至らなかった。

また、ジャーナリストの伊藤詩織が、2017 年 5 月にすでにその 2 年前の自身の性暴力被害に関して公に発言しているが、彼女の発言は、日本のマス・メディアには当時ほとんど報じられることはなく、Metoo 運動の中でも、日本では彼女が#Wetoo など発信し活動したが、盛り上がりを見せる英語圏や欧州などの発展までとは言い難いものであったとしている<sup>10)</sup>。NHK も 2018 年 1 月に総合テレビで「#MeToo 広がる世界 でも日本では…」と題する番組を放送し、世界のうねりと日本の状況を伝えている。

そのような中で、SNS 上で「#MeToo」を使った性暴力に反対する動きが日本でも 2019 年 3 月末ころから活発になり、フィジカルに集まる集会、サイレントスタンディングなどに繋がっていく。2019 年 4 月、東京で 400 人を超える人々が各自花を持って集まったこの集会は、ハッシュタグ#Withyou や#Metoo を使ったツイッターを通して呼びかけられた。この動きのきっかけとなったのは、2017 年、刑法 177 条現・強制性交等罪 (改正前、強姦罪) が 110 年振りに大幅に改正された矢先の 2019 年 3 月に出された度重なる 4 つの無罪判決であった。

メディアは、同年 3 月 12 日、福岡地裁久留米支部の刑法改正前の準強姦事件に対しての無罪判決の毎日新聞の同日付の東京夕刊での報道を皮切りに、他 3 つの地方裁判所で出された無罪判決を各社が報道していた。これに対し、2019 年 4 月 11 日に初めて行われ、性暴力に反対しさらなる刑法改正を求める動きは、ツイッター上で#Withyou や#Metoo を用い呼びかけられ、「フラワーデモ」と呼ばれるようになり、毎月 11 日に開催され 1 年後には 47 都道府県に広がっていく<sup>11)</sup>。この最初の 4 月 11 日のデモは、東京新聞が同月 16 日、朝日新聞が同月 17 日付で報道している。翌月、5 月 11 日の 2 回目のフラワーデモののち、同月 16 日 NHK は「魂の殺人 性暴力・無罪判決の波紋」と性暴力に関する刑法改正に関する運動にも言及している。

このように、新聞の無罪判決の報道から、ハッシュタグ#Withyou や#Metoo で発信されフラワーデモへと発展し、これらのハッシュタグが「性暴力反対」という主張と結びつき、マスメディアがこの一連の動向を伝えたという現象は、日本の Metoo 運動の中での

伝統的メディアとデジタル・プラットフォームの「合流」の動きと捉えられる。市民の参加が促され、その主張が公共の場へ出現する一連の流れは、マスメディア SNS の相互作用によって可能になっているからである。

一方で、菊地夏野 (2020) は、マスメディア上で取り上げられる #Metoo を含む「新しいフェミニズム」について、「あらゆる運動には相異なる利害や立場の人々が関与し」ているが、「表面化し、目に見えるのはそのごく一部の『わかりやすい面』である」とし、「異なる立場による節合が不可欠である」と言う。これは、デジタル・プラットフォーム上から生まれる社会運動についての伝統的メディアの報道に関する重要な指摘である。菊地の指摘は、複雑な社会運動の実践をマスメディアが単純化し、社会運動のストーリーを公共圏に出現させるメディアの「合流」が部分的にしか成り立っていないことを意味する。例えば、フラワーデモの立ち上げから現在までの朝日新聞の報道を見ると、このデモは 2019 年 4 月 17 日から 165 の記事が書かれている<sup>12)</sup>。これは、フェミニズムの他の団体と比べると大きく差を付けるものだ。例えば、同じ期間で比較すると、ウェブ媒体を介して発信をしているにも関わらず、1982 年に活動を開始し 2009 年にサイト

を立ち上げた NPO 法人ウィメンズアクション<sup>13)</sup> についての記事は 41 件、また 2017 年刑法改正を機に設立した一般社団法人 Spring<sup>14)</sup> についての記事も同様に 41 件であった。性暴力反対の運動に関するメディアの合流が偏っている。つまり、菊地 (Op.cit. 2020) が指摘するように、複雑性を備えた運動の「節合」に注視し、コンテキストに依拠したメディアの日常世界の実践 (クドリー 2012=2018) を分析しながら、メディアの「合流」の偏りを考慮に入れなければ、社会運動における伝統的メディアと SNS の関係性の全体像も見えてこない。

第 4 波フェミニズムにおいては、SNS やウェブ上の活動だけでなく、あらゆる階層、人種、民族、セクシュアリティが多様な軸が影響し合う交差性を持つというインターセクショナリティ、さらにはセレブリティ・フェミニズムへの関心が注がれている。今後の展望として、それぞれの波の反省と遺産を引き継ぐこのような複雑性を内在するフェミニズムにおける、伝統的メディアとデジタル・プラットフォームを含むメディアに関する研究は、それぞれの運動のメディア報道の偏りや、それに伴う社会運動の発展ないし衰退を考慮に入れた科学的な知見の蓄積が待たれよう。

## 【注】

1. NHK 経営計画 2018-2020 年度:  
[https://www.nhk.or.jp/pr/keiei/plan/pdf/2018-2020\\_keikaku\\_02.pdf](https://www.nhk.or.jp/pr/keiei/plan/pdf/2018-2020_keikaku_02.pdf) (最終閲覧日 2021.08.25)
2. 日経朝刊・電子版の購読数, 2021 年 1 月 15 日:  
<https://www.nikkei.com/topic/20210115.html> (最終閲覧日 2021.08.21)
3. それぞれの波については、北村 2020 が詳しい。
4. 日刊紙 Figaro, « Comment le hashtag #BlanceTonPorc est devenu viral sur Twitter », 2017.10.16  
<https://www.lefigaro.fr/secteur/high-tech/2017/10/16/32001-20171016ARTFIG00286-comment-le-hashtag-balancetonporc-est-devenu-viral-sur-twitter.php> (最終閲覧日 2021.08.15)
5. Jodi Kantor et Megan Twohey, “Harvey Weinstein Paid Off Sexual Harassment Accusers for Decades”, in New York Times, 05.10.2017 :  
<https://www.nytimes.com/2017/10/05/us/harvey-weinstein-harassment-allegations.html> (最終閲覧日 2020.3.21)
6. 2017 年 10 月 29 日には、#BlanceTonPorc や #Metoo から広がった性暴力に反対する数百人が参加するデモがパリで行われ、同年 11 月 5 日にはアメリカ議会に、議員や議会職員から受けたセクハラ行為を通報した際に被害者に守秘義務を課す「議会説明責任法 (Congressional Accountability Act of 1995)」を改正する法案 (ME TOO Congress Act) が提出されている。
7. 日刊紙 Le Monde, « La France a un problème avec l'inceste » : avec #metooinceste, des dizaines de milliers de Tweet libèrent la parole », 2021.01.18.  
[https://www.lemonde.fr/societe/article/2021/01/18/la-france-a-un-probleme-avec-l-inceste-avec-metooinceste-des-dizaines-de-milliers-de-tweets-liberent-la-parole\\_6066605\\_3224.html](https://www.lemonde.fr/societe/article/2021/01/18/la-france-a-un-probleme-avec-l-inceste-avec-metooinceste-des-dizaines-de-milliers-de-tweets-liberent-la-parole_6066605_3224.html) (最終閲覧日 2021.08.15)
8. Loi du 21 avril 2021 visant à protéger les mineurs des crimes et délits sexuels et de l'inceste (著者訳 : 2021 年 4 月 21 日未成年者を性犯罪と近親かんから保護する法律) :  
<https://www.vie-publique.fr/loi/278212-loi-21-avril-2021-violences-sexuelles-sur-mineurs-et-inceste> (最終閲覧日 2021.10.24)
9. はあちゅう氏は、2017 年 12 月 17 日 BuzzFeed Japan 社の記事の中で、そして自身のフェイスブック・アカウントで、自身が前職場で受けた被害について公表し、Metoo 運動の後押しにも言及している : <https://www.buzzfeed.com/jp/takumiharimaya/hachu-metoo> (最終閲覧日 2021.10.24)
10. 朝日新聞 2018 年 1 月 15 日付朝刊 「(フォーラム) 『#Metoo』をどう考える? : 1 声をあげる」

11. <https://www.flowerdemo.org/about-us> (最終閲覧日 2021.07.21)
12. 2017年4月11日から、拙稿の執筆時2021年8月25日までを区切りとして、朝日新聞記事データベース「聞蔵II」において「フラワーデモ」を検索し、インデックスやその他関連のない記事を除いた結果である。
13. ウィメンズ・アクション・ネットワーク  
<https://wan.or.jp> (最終閲覧日 2021.08.25)
14. <http://spring-voice.org/> (最終閲覧日 2021.08.25)  
また、Springは、2019年4月28日に他2団体と共同で、刑法性犯罪規定の再度改正を求めるオンライン署名活動も開始している。

【参考文献】

(英語・フランス語文献)

- Andrianasolo Nathanaëla (2019), « L'engagement des acteurs de l'information lors de mobilisations féministes à l'ère du numérique. Le cas de Tim Hunt sur Twitter », *Les Cahiers du numérique*, Vol. 15, 81-104.
- Andrews Kenneth and Caren Neal (2010), Making the News: Movement Organizations, Media Attention, and The Public Agenda, *American Sociological Review*, Vol. 75, No. 6, 841-866.
- Bertrand David (2018), « L'essor du féminisme en ligne. Symptôme de l'émergence d'une quatrième vague féministe ? », *Réseaux*, n° 208-209, 232-257.
- Blandin Claire (2017), « Présentation. Le web : de Nouvelles pratiques militantes dans l'histoire du féminisme ? », *Réseaux*, n° 201, 9-17.
- Crenshaw Kimberle (1989), Demarginalizing the Intersection of Race and Sex: A Black Feminist Critique of Antidiscrimination Doctrine, Feminist Theory and Antiracist Politics, *University of Chicago Legal Forum*, Article 8
- Delage Pauline, Lieber Marylène, Chetcuti-Osorovitz Natacha (2019), « Lutter contre les violences de genre. Des mouvements féministes à leur institutionnalisation. Introduction », *Cahiers du Genre*, n° 66, 5-16.
- Guaaybess Tourya, Péliissier Nicolas (2019), « Introduction. Du journaliste au citoyen ? Les mobilisations sociales à l'épreuve de la confluence des informations », *Les Cahiers du numérique*, Vol. 15, 9-22.
- Gusfield Joseph (1981), *The Culture of Public Problems – Drinking-driving and the Symbolic Order*, University of Chicago Press
- Hamad Hannah & Taylor Anthea (2015) Introduction: feminism and contemporary celebrity culture, *Celebrity Studies*, 6:1, 124-127
- Hassenteufel Patrick (2010), « Les processus de mise sur agenda: sélection et construction des problèmes publics », *Informations sociales*, n° 157, 50-58.

- Jouët Josiane, Niemeyer Katharina, Pavard Bibia (2017), « Faire des vagues. Les mobilisations féministes en ligne », *Réseaux*, n° 201, 21-57.
- Joux Alexandre (2019), « Des journalistes pas comme les autres. Le traitement médiatique des *Gilets jaunes*, un révélateur des tensions qui traversent le journalisme », *Les Cahiers du numérique*, Vol. 15, 29-52.
- Le Grignou Brigitte, Neveu Érik (2017), *Sociologie de la télévision*. La Découverte, « Repères »
- Mendes Kaitlynn, Ringrose Jessica, and Keller Jessalynn (2019), *Digital Feminist Activism: Girls and Women Fight Back Against Rape Culture*, Oxford Scholarship Online
- McCaughey Martha and Ayers Michael D, dir. (2004), *Cyberactivism: Online Activism in Theory and Practice*, New York, Routledge
- McCombs Maxwell and Shaw Donald (1972), « The Agenda-Setting Function of Mass Media », *The Public Opinion Quarterly*, Vol. 36, No. 2, 176-187.
- Neveu Érik (2015), *Sociologie politique des problèmes publics*. Armand Colin, « U »
- Delia Oprea (2019), « Le renouveau du narratif dans les réseaux sociaux: l'action civique roumaine #noifacemunspital [#onbatitunhopital] en récit. approche socio-discursive », *Les Cahiers du numérique*, Vol. 15, 161-184.
- Tourya Guaaybess (2012), *Les médias arabes. Confluences médiatiques et dynamique sociale*, CNRS
- Vliegthart Rens et al. (2016), The Media as a Dual Mediator of the Political Agenda-Setting Effect of Protest. A Longitudinal Study in Six Western European Countries, *Social Forces*, Vol. 95, No. 2, 837-859.

(日本語文献)

- 井口裕紀子 (2019) 「ハッシュタグで繋がるフェミニズム：第四波フェミニズムにおけるソーシャルメディアとインターセクショナルリティ」『同志社アメリカ研究』55: 57-74
- 大畑裕嗣 (2019) 「デモ参加と SNS 利用・団体加入の関連—ネットワークの中のメディアと運動—」『明治大学心理社会学研究』14:1-16
- ニック・クドリー (2018) 『メディア・世界・社会—デジタルメディアと社会理論』(山腰修三監訳) 慶應義塾大学出版会
- 藤高和輝 (2020) 「インターセクショナル・フェミニズムから/へ」『現代思想』48(4): 34-47
- 菊地夏野 (2020) 「可視化するフェミニズムと見えない絶望：ポストフェミニズムにおける(再)節合に向けて」『現代思想』48(4): 118-125
- 北村紗衣 (2020) 「波を読む：第四波フェミニズムと大衆文化」『現代思想』48(4): 48-56

(大阪市立大学大学院文学研究科 UCRC 研究員, フランス国立東洋言語文化学院博士課程)  
【2021年8月27日受付/2021年11月5日受理『都市文化研究』編集委員会】